○○○○株式会社

品 名:

ПП					
Νο	応募資格及び応募条件	資格及び条件承諾の有無 (該当する方を○で囲む)		必要な提出資料	備考
1	予算決算及び会計令第70条及び第 71条の規定に該当しない。	該当しない	該当する	_	
2	応募及び契約締結時に有効な競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「物品の販売」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する 又は有する見込みがある。	有している	有していない	資格審査結果通知書 (全省庁統一資格)の写 し(申請中の場合は申請 していることを証する資 料)	
2	調達概要書に規定する品目について、その取扱い及び納入方式等に関連法規等が必要な場合は、関連法規等に定める許認可等、必要な措置を講じることができる者であること。 又は、契約締結までに必要な許認可を取得できる見込みの者であること。	必要な措置を講じ ることが出来る	必要な措置を講じ ることが出来ない	第2補給処十条支処実績 がある場合は契約書の写 し。それ以外は確認出来 る資料。	
	第2補給処十条支処が定める売買契 約条項を適用して契約を締結するこ とが可能な者であること。	可能である	可能でない	_	
5	防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。	受けていない	受けている	_	
G	前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。	該当しない	該当する	_	
7	契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権又は著作権等その他知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう、必要な措置を講じることができる者であること。	できる	できない	_	
0	契約の履行に当たり、保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理することができる者であること。	管理できる	管理できない	社内規定 又は 誓約書等	
9	警察当局から、暴力団又は暴力団員 が実質的に経営を支配する事業者又 はこれに準ずる者として、国発注業 務等から排除対象者として指定され ている者でないこと。	指定されていない	指定されている	_	
10	航空自衛隊第2補給処十条支処公示 第23号(平成27年11月18 日)に基づく必要な措置を講じてい ること。	該当しない又は 必要な措置を講 じている	必要な措置を講 じていない	_	
	不具合発生時、迅速、かつ、継続的 に対応可能な者であること。	可能である	可能でない	_	